

# 令和7年度 水道水質検査計画



## 水道水質検査計画について

寒河江市上下水道課では、皆さまに安全でおいしい水をお届けするために、水源から各家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い、水道の水質管理に万全を期しています。

この水質検査をどのように行うかを、皆さまに広く知っていただくため、検査する場所・項目・頻度などについて記したものが水道水質検査計画です。

皆さまのご意見・ご要望をお寄せください。

寒河江市上下水道課

# 目 次

1. 基 本 方 針	1
2. 水 道 事 業 の 概 要	1
3. 水 源 及 び 水 道 水 の 状 況	2
4. 水 質 検 査 体 制	2
5. 定 期 の 水 質 検 査	2
6. 臨 時 の 水 質 検 査	10
7. 関 係 者 と の 連 携	10
8. 水 質 検 査 計 画 及 び 検 査 結 果 の 公 表	10
9. 水 質 検 査 結 果 の 評 価	11
10. 放 射 性 物 質 の 検 査	11

## 1 基本方針

本市では、安全で良質な水道水を供給できるよう以下の方針で水質検査をおこないます。

### (1) 検査地点

配水系統ごと水質基準が適用される水道の蛇口（給水栓）に加え、ポンプ場（浄水場）及び水源とします。

### (2) 検査項目

水道法で義務付けられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び、水質管理上必要と判断した項目とします。

### (3) 検査頻度

検査頻度は、水道法、国の指針及び過去の検査結果などにに基づき、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。過去3年間の検査結果を勘案し、検査頻度を見直しております。

## 2 水道事業の概要

寒河江市上下水道課では、令和5年度末現在、上水道で、給水戸数14,722戸、給水人口 39,482人（水道普及率99.6%）の皆さまに1日平均13,578㎥（1日最大15,927㎥）の水道水をお届けしています。

皆さまにお届けする上水道の水道水は、8本の深井戸、1本の浅井戸、幸生地区の湧水及び村山広域水道（西川浄水場）からの水です。

概要は下表のとおりです。

水道事業体名	寒河江市上下水道課												
区分	上水道												
配水池名	長岡山	長岡山第2	木の沢	木の沢第2-1	木の沢第2-2	慈恩寺	慈恩寺第2	留場	平野山※第2	平野山	下谷沢	幸生	田代
水源	第1号、3号、3号試掘、4号、6号、7号、8号、8号試掘（深井戸）		同左、村山広域水道（寒河江ダム）			第3号、3号試掘、第4号井戸（深井戸）			村山広域水道（寒河江ダム）			湧水	浅井戸
取水地点	上河原、タカへ、西根上川原		同左、西川町沼山取水場			上河原、タカへ			西川町沼山取水場			幸生大字カヤノ	田代字沢前
浄水処理方法	塩素消毒・急速ろ過（3号井戸・3号試掘井戸）								急速ろ過			塩素消毒のみ	膜ろ過
配水池容量 ㎥	1,500	2,000	2,000	1,900	1,900	512	700	120	2,000	600	54	96	99
給水区域	中央通り、山岸、本町（沼川北側）、洲崎、内楯、宝、日田、赤田、本楯		本町（沼川南側）、駅南側、南部、柴橋、中央工業団地			白岩、醍醐、宮内、三泉		留場、楯	/	米沢、木の沢、松川、金谷、中郷、平塩、高松、谷沢	下谷沢	幸生	田代

※ 平野山第二配水池は村山広域水道より受水している配水池であり、平野山第二配水池に受水後、該当配水池に送水。

### 3 水源及び水道水の状況

#### (1) 水源の状況

- イ) 上水道の水源は地下水（深井戸・浅井戸）、湧水（幸生）及び県水（村山広域水道より受水した浄水）です。
- ロ) 水質管理上留意すべき項目としては以下のとおりです。
  - ・ 深井戸については、地質由来無機物の鉄、マンガン及びその他の化合物
  - ・ 浅井戸、湧水については糞便性汚染によるクリプトスポリジウム

#### (2) 水道水の状況

上水道は水質基準を満足しており、安全な水をお届けしております。

### 4 水質検査体制

水質検査は、皆さまが安心して水道を利用できるよう、地下水や湧水などの水源から蛇口に至るまで定期的に行います。検査項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり、極微量レベルの測定が求められています。そのため、寒河江市では水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託し検査いたします。また、1日1回行う検査（毎日検査）は、各配水システムの末端に位置する市民の方々の協力を得て実施しております。

### 5 定期の水質検査

#### (1) 検査地点（P3 配水システムと検査地点参照）

##### ① 水源

水道水は、水源水質に大きく影響を受けるため、すべての水源（井戸9箇所、湧水1箇所）について検査を行います。（図の  印）

##### ② 蛇口

- ・ 年12回行う検査（9項目検査）及び年4回行う検査（全項目検査）の検査地点は、配水システムごとに11か所を選定しました。（図の   印）
- ・ 1日1回行う検査（毎日検査）の検査地点は、各配水システムの末端に位置する9か所を選定しました。（図の  印）

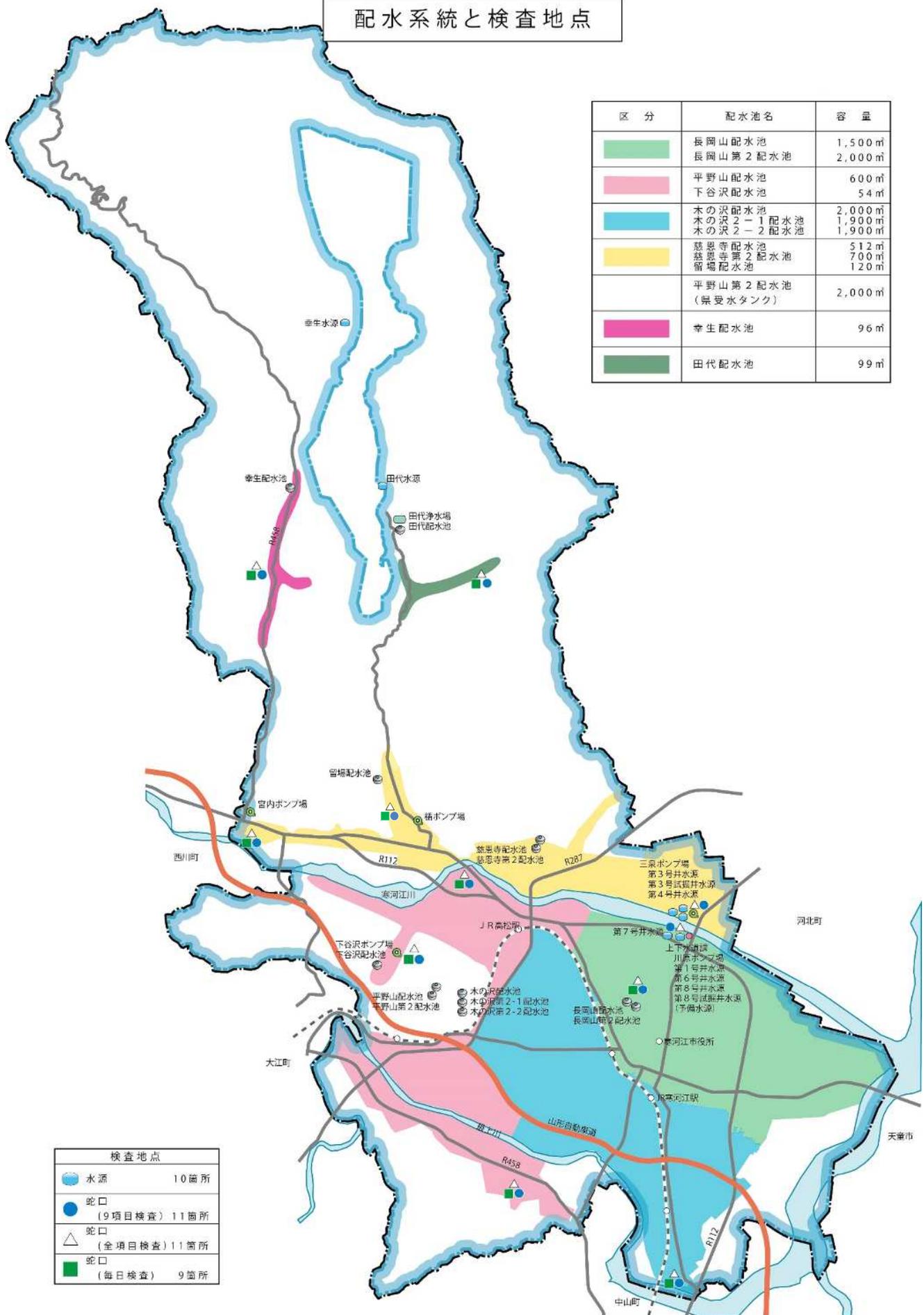
##### ③ ポンプ場（浄水場）

適切な浄水処理が行われていることを確認するため、2箇所のポンプ場（川原ポンプ場、三泉ポンプ場）について検査を行います。

# 配水系統と検査地点

区分	配水池名	容量
■	長岡山配水池	1,500 m <sup>3</sup>
	長岡山第2配水池	2,000 m <sup>3</sup>
■	平野山配水池	600 m <sup>3</sup>
	下谷沢配水池	54 m <sup>3</sup>
■	木の沢配水池	2,000 m <sup>3</sup>
	木の沢2-1配水池	1,900 m <sup>3</sup>
■	木の沢2-2配水池	1,900 m <sup>3</sup>
	慈恩寺配水池	512 m <sup>3</sup>
■	慈恩寺第2配水池	700 m <sup>3</sup>
	留場配水池	120 m <sup>3</sup>
	平野山第2配水池 (泉受水タンク)	2,000 m <sup>3</sup>
■	幸生配水池	96 m <sup>3</sup>
■	田代配水池	99 m <sup>3</sup>

検査地点	
●	水源 10箇所
●	蛇口 (9項目検査) 11箇所
△	蛇口 (全項目検査) 11箇所
■	蛇口 (毎日検査) 9箇所



## (2) 検査項目と検査頻度

### ① 水質基準項目（P 5 表 5 - 1 及び P 6 表 5 - 2 参照）

#### ア 検査項目

- ・ 法令で定められている水質基準項目（51項目）について検査を行います。

#### イ 検査頻度

- ・ 蛇口（給水栓）

水質基準項目（51項目）については年4回行うものとされていますが、過去3年間の水質検査結果より、検査頻度を緩和できることから水質基準項目（51項目）については年1回、緩和できる項目を除いた水質基準項目（28項目）については年3回とし、省略不可項目（9項目）については、月1回行います。

- ・ ポンプ場（浄水）

適切な浄水処理が行われていることを確認するため、蛇口に準じた検査頻度とします。

- ・ 水源（原水）

水源の水質検査も、適切な水質管理を行う上で重要ですので、年2回とします。

### ② 毎日検査項目（P 7 表 5 - 3 参照）

#### ア 検査項目

水道水に異常がないこと及び残留塩素を確認するために、法令で定められている3項目について行います。

#### イ 検査頻度

1日1回、蛇口から採取した水で行います。

### ③ 水質管理目標設定項目（P 7 表 5 - 4 参照）

#### ア 検査項目

- ・ 将来にわたって水道水の安全性を確認するため、水質管理上留意すべき項目として設定されている項目のうち、寒河江市では消毒剤として使用していない二酸化塩素（No.12）と、関連項目の亜鉛素酸（No.10）を除いた項目について検査を行います。
- ・ 農薬類については、115種類の農薬について検査を行います。（表5-5、P9~10参照）

#### イ 検査頻度

山形県水道水質管理計画に基づき水質の安全性及び信頼性の確保から第1号井戸（原水）と川原ポンプ場（浄水）について年1回検査を行います。

また、「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」に基づき、湧水（幸生原水）と浅井戸（田代原水）について、年1回「ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)」の検査を行います。

### ④ その他の項目（P 10 表 5 - 6 参照）

#### ア 検査項目

山形県水道水質管理計画に基づき水質の安全性及び信頼性の確保からアンモニア態窒素と浸食性遊離炭酸について検査を行います。

また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム及び指標菌検査を行います。

#### イ 検査頻度

水源の監視や浄水処理の維持管理などのために必要な頻度（表6参照）で行います。

### ⑤ 放射性物質検査

ポンプ場（浄水場）浄水、三泉ポンプ場（浄水場）浄水、幸生浄水、田代浄水について放射性物質の検査を3ヶ月に1回の頻度で行います。検査頻度については、その都度情勢に合せ変更します。

表5-1 水質検査表

水質基準項目

(水道法第4条)

項目No	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最大値	法定検査頻度	過去3年間の結果 より緩和可能な 検査頻度	本年度 検査頻度 (※2)
1	一般細菌	100個/mL以下	3	月1回(省略不可)	月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	おおむね年4回 (※1)	3年に1回	年1回
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.003		3年に1回	年4回
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001			
8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.001		3年に1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	おおむね年4回	年4回	年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.3	おおむね年4回 (※1)	年1回	年1回
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08			
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01			
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.0004			
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.0002			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0002			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.0002			
20	ベンゼン	0.01以下	<0.0002			
21	塩素酸	0.6以下	0.17	おおむね年4回	年4回	年4回
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002			
23	クロロホルム	0.06以下	0.048			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.016			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004			
26	臭素酸	0.01以下	<0.001			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.056			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.021			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008			
30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	おおむね年4回 (※1)	3年に1回	年1回
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.066		年4回	年4回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.06		3年に1回	年1回
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01			
35	銅及びその化合物	1.0以下	0	3年に1回	年1回	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	0.029			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	月1回(省略不可)	月1回	月1回
38	塩化物イオン	200以下	17.4			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	69	おおむね年4回 (※1)	年4回	年4回
40	蒸発残留物	500以下	125			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	3年に1回	年1回	
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	藻の発生時期に 月1回	藻の発生時期に 月1回	年4回
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	おおむね年4回 (※1)	年4回	年1回
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005		3年に1回	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.7	月1回 (省略不可)	月1回	月1回
47	PH値	5.8~8.6	8.0			
48	味	異常でないこと	異常なし			
49	臭気	異常でないこと	異常なし			
50	色度	5度以下	0.9			
51	濁度	2度以下	0.2			

※1: 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときはおおむね年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときはおおむね年に1回以上まで検査頻度を減らすことが可能。

※2: 検査項目について3年に1回の検査頻度まで緩和できるが、寒河江市では安全性及び信頼性の確保から51項目検査を年1回実施する。

表5-2 水質検査表

水質基準項目

(水道法第4条)

区分	項目No	水質基準項目	検査頻度(回/年)		
			蛇口給水栓	ポンプ場浄水	水源(原水)
健康に関する項目	病原微生物	1 一般細菌	12	12	2
		2 大腸菌	12	12	2
	重金属	3 カドミウム及びその化合物	1	1	2
		4 水銀及びその化合物	1	1	2
		5 セレン及びその化合物	1	1	2
		6 鉛及びその化合物	4	4	2
		7 ヒ素及びその化合物	1	1	2
		8 六価クロム化合物	1	1	2
		9 亜硝酸態窒素	1	1	2
	無機物質	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	2
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	2
		12 フッ素及びその化合物	1	1	2
	一般有機化学物質	13 ホウ素及びその化合物	1	1	2
		14 四塩化炭素	1	1	2
		15 1,4-ジオキサン	1	1	2
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	2
		17 ジクロロメタン	1	1	2
		18 テトラクロロエチレン	1	1	2
		19 トリクロロエチレン	1	1	2
		20 ベンゼン	1	1	2
		消毒副生成物	21 塩素酸	4	4
	22 クロロ酢酸		4	4	
	23 クロロホルム		4	4	
	24 ジクロロ酢酸		4	4	
	25 ジブロモクロロメタン		4	4	
	26 臭素酸		4	4	
	27 総トリハロメタン		4	4	
	28 トリクロロ酢酸		4	4	
	29 ブロモジクロロメタン		4	4	
	30 ブロモホルム		4	4	
	31 ホルムアルデヒド		4	4	
性状に関する項目	金属類・色	32 亜鉛及びその化合物	1	1	2
		33 アルミニウム及びその化合物	4	4	2
		34 鉄及びその化合物	1	1	2
		35 銅及びその化合物	1	1	2
	味	36 ナトリウム及びその化合物	1	1	2
	金属類・色	37 マンガン及びその化合物	1	1	2
		38 塩化物イオン	12	12	2
	味	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	2
		40 蒸発残留物	4	4	2
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	1	1	2
	臭気	42 ジェオスミン	4	4	2
		43 2-メチルイソボルネオール	4	4	2
	発泡	44 非イオン界面活性剤	4	4	2
	臭気	45 フェノール類	1	1	2
	味	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	2
基礎的性状	47 PH値	12	12	2	
	48 味	12	12	-	
	49 臭気	12	12	2	
	50 色度	12	12	2	
	51 濁度	12	12	2	

※A 21~31については消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査しません。

※ 原水については、年1回以上検査を実施することとされています。(※A及び味を除く)

表5-3 水質検査表 毎日検査項目

(規則第15条第1項第1号)

項目 No	毎日検査項目	評価	検査頻度 (回/日)	
			蛇口	
1	色	異常でない	1	
2	濁り	異常でない	1	
3	消毒の残留効果 (遊離残留塩素)	0.1mg/L以上	1	

表5-4 水質検査表 水質管理目標設定項目

項目 No	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)	
			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	1	1
2	ウラン及びその化合物	0.002以下 (暫定)	1	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	1	1
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	1	1
8	トルエン	0.4以下	1	1
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08以下	1	1
10	亜塩素酸	0.6以下	-	-
12	二酸化塩素	0.6以下	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下 (暫定)	1	※A
14	抱水クロール	0.02以下 (暫定)	1	※A
15	農薬類 ※1	1以下※2	1	1
16	残留塩素	1以下	1	※A
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ※3	10以上100以下	1	1
18	マンガン及びその化合物 ※3	0.01以下	1	1
19	遊離炭酸	20以下	1	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	1	1
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下	1	1
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	1	1
23	臭気強度 (TON)	3TON以下	1	1
24	蒸発残留物 ※3	30以上200以下	1	1
25	濁度 ※3	1度以下	1	1
26	pH値 ※3	7.5程度	1	1
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1~0	1	1
28	従属栄養細菌	2,000以下 (暫定)	1	1
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1	1
30	アルミニウム及びその化合物 ※3	0.1以下	1	1
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA) ※4	0.00005以下	1	1

備考 水質管理目標設定項目のNo. 4、No. 6、No. 7及びNo. 11は欠番です。

※1: 農薬類は、115種類の農薬について検査を行います。

※2: 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。

※3: 水質基準項目と重複している項目で、さらに高い水道水の目標値が設定されています。

※4: 第1号井戸 (原水)、川原ポンプ場 (浄水)、湧水 (幸生原水)、浅井戸 (田代原水) について行います。

※A: 消毒を行ったときに生成するもので、原水では検査しません。

表5-5 水質検査表 農薬類

番号	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)	
			浄水	原水
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05mg/L以下	1	1
2	2,2-DPAダラボン	0.08mg/L以下	1	1
3	2,4-D (ジクロロフェノキシ酢酸)	0.02mg/L以下	1	1
4	EPN	0.004mg/L以下	1	1
5	MCPA	0.005mg/L以下	1	1
6	アシュラム	0.9mg/L以下	1	1
7	アセフェート	0.006mg/L以下	1	1
8	アトラジン	0.01mg/L以下	1	1
9	アニロホス	0.003mg/L以下	1	1
10	アミトラズ	0.006mg/L以下	1	1
11	アラクロール	0.03mg/L以下	1	1
12	イソキサチオン	0.005mg/L以下	1	1
13	イソフェンホス：失効農薬	0.001mg/L以下	1	1
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01mg/L以下	1	1
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3mg/L以下	1	1
16	イブフェンカルバゾン	0.002mg/L以下	1	1
17	イプロベンホス (IBP)	0.09mg/L以下	1	1
18	イミノクタジン	0.006mg/L以下	1	1
19	インダノファン	0.009mg/L以下	1	1
20	エスプロカルブ	0.03mg/L以下	1	1
21	エトフェンブロックス	0.08mg/L以下	1	1
22	エンドスルフアン (エンドスルフエート, ベンゾエピン)	0.01mg/L以下	1	1
23	オキサジクロメホン	0.02mg/L以下	1	1
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03mg/L以下	1	1
25	オリサストロビン	0.1mg/L以下	1	1
26	カズサホス	0.0006mg/L以下	1	1
27	カフェンストロール	0.008mg/L以下	1	1
28	カルタップ	0.08mg/L以下	1	1
29	カルバリル (NAC)	0.02mg/L以下	1	1
30	カルボフラン (カルスルファン代謝物)	0.0003mg/L以下	1	1
31	キノクラミン (CAN)	0.005mg/L以下	1	1
32	キャプタン	0.3mg/L以下	1	1
33	クミルロン	0.03mg/L以下	1	1
34	グリホサート	2mg/L以下	1	1
35	グルホシネート	0.02mg/L以下	1	1
36	クロメプロップ	0.02mg/L以下	1	1
37	クロルニトロフェン (CNP)：失効農薬	0.0001mg/L以下	1	1
38	クロルピリホス	0.003mg/L以下	1	1
39	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	1	1
40	シアナジン	0.001mg/L以下	1	1
41	シアノホス (CYAP)	0.003mg/L以下	1	1
42	ジウロン (DCMU)	0.02mg/L以下	1	1
43	ジクロベニル (DBN)	0.03mg/L以下	1	1
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下	1	1
45	ジクワット	0.01mg/L以下	1	1
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004mg/L以下	1	1
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005mg/L以下	1	1
48	ジチオピル	0.009mg/L以下	1	1
49	シハロホップチル	0.006mg/L以下	1	1
50	シマジン (CAT)	0.003mg/L以下	1	1
51	ジメタメトリン	0.02mg/L以下	1	1
52	ジメトエート	0.05mg/L以下	1	1
53	シメトリン	0.03mg/L以下	1	1
54	ダイアジノン	0.003mg/L以下	1	1
55	ダイムロン	0.8mg/L以下	1	1
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	0.01mg/L以下 (メチルイソチオシアネートとして)	1	1
57	チアジニル	0.1mg/L以下	1	1
58	チウラム	0.02mg/L以下	1	1
59	チオジカルブ	0.08mg/L以下	1	1
60	チオファネートメチル	0.3mg/L以下	1	1

番号	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)	
			浄水	原水
61	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	1	1
62	テフリルトリオン	0.002mg/L以下	1	1
63	テルブカルブ (MBPMC) : 失効農薬	0.02mg/L以下	1	1
64	トリクロピル	0.006mg/L以下	1	1
65	トリクロルホン (DEP)	0.005mg/L以下	1	1
66	トリシクラゾール	0.1mg/L以下	1	1
67	トリフルラリン	0.06mg/L以下	1	1
68	ナプロパミド	0.03mg/L以下	1	1
69	パラコート	0.01mg/L以下	1	1
70	ピペロホス : 失効農薬	0.0009mg/L以下	1	1
71	ピラクロニル	0.01mg/L以下	1	1
72	ピラゾキシフェン	0.004mg/L以下	1	1
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02mg/L以下	1	1
74	ピリダフェンチオン : 失効農薬	0.002mg/L以下	1	1
75	ピリプチカルブ	0.02mg/L以下	1	1
76	ピロキロン	0.05mg/L以下	1	1
77	フィプロニル	0.0005mg/L以下	1	1
78	フェニトロチオン (MEP)	0.01mg/L以下	1	1
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下	1	1
80	フェリムゾン	0.05mg/L以下	1	1
81	フェンチオン (MPP)	0.006mg/L以下	1	1
82	フェントエート (PAP)	0.007mg/L以下	1	1
83	フェントラザミド	0.01mg/L以下	1	1
84	フサライド	0.1mg/L以下	1	1
85	ブタクロール	0.03mg/L以下	1	1
86	ブタミホス	0.02mg/L以下	1	1
87	ブプロフェジン	0.02mg/L以下	1	1
88	フルアジナム	0.03mg/L以下	1	1
89	プレチラクロール	0.05mg/L以下	1	1
90	プロシミドン	0.09mg/L以下	1	1
91	プロチオホス ※2	0.007mg/L以下	1	1
92	プロピコナゾール	0.05mg/L以下	1	1
93	プロビザミド	0.05mg/L以下	1	1
94	プロベナゾール	0.03mg/L以下	1	1
95	プロモブチド	0.1mg/L以下	1	1
96	ベノミル	0.02mg/L以下	1	1
97	ベンシクロン	0.1mg/L以下	1	1
98	ベンゾビシクロン	0.09mg/L以下	1	1
99	ベンゾフェナップ	0.005mg/L以下	1	1
100	ペンタゾン : 失効農薬	0.2mg/L以下	1	1
101	ペンディメタリン	0.3mg/L以下	1	1
102	ペンフラカルブ	0.02mg/L以下	1	1
103	ペンフルラリン (ベスロジン)	0.01mg/L以下	1	1
104	ペンフレセート	0.07mg/L以下	1	1
105	ホスチアゼート	0.005mg/L以下	1	1
106	マラチオン (マラソン)	0.7mg/L以下	1	1
107	メコプロップ (MCP)	0.05mg/L以下	1	1
108	メソミル	0.03mg/L以下	1	1
109	メタラキシル	0.2mg/L以下	1	1
110	メチダチオン (DMTP)	0.004mg/L以下	1	1
111	メトミノストロピン	0.04mg/L以下	1	1
112	メトリブジン	0.03mg/L以下	1	1
113	メフェナセット	0.02mg/L以下	1	1
114	メプロニル	0.1mg/L以下	1	1
115	モリネート	0.005mg/L以下	1	1

備考 ※1: ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。  
 ※2: プロチオホスとはオキソン体の濃度を測定し原体の濃度と合計して算出する項目群のことです。

表5-6 水質検査表 その他水質項目

項目No	その他水質項目	検査頻度（回／年）
		原水
1	アンモニア態窒素	1
2	侵食性遊離炭酸	1
3	嫌気性芽胞菌	※A
4	大腸菌	※A
5	クリプトスポリジウム	※B
6	ジアルジア	※B

備考 No.1とNo.2は山形県水道水質管理計画に基づき水質の安全性及び信頼性の確保から第1号井戸（原水）について検査を行います。

※A：指標菌検査について深井戸は年1回、湧水（幸生原水）、浅井戸（田代原水）は年4回行います。

※B：湧水（幸生原水）と浅井戸（田代原水）について年1回検査を行います。

## 6 臨時の水質検査

水源等の水質に異常が確認され、その異常に対応が困難で、水質基準を満たせないおそれがある時は、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとるとともに、水源や配水池など必要な地点で、安全が確認されるまで臨時の水質検査を行います。

## 7 関係者との連携

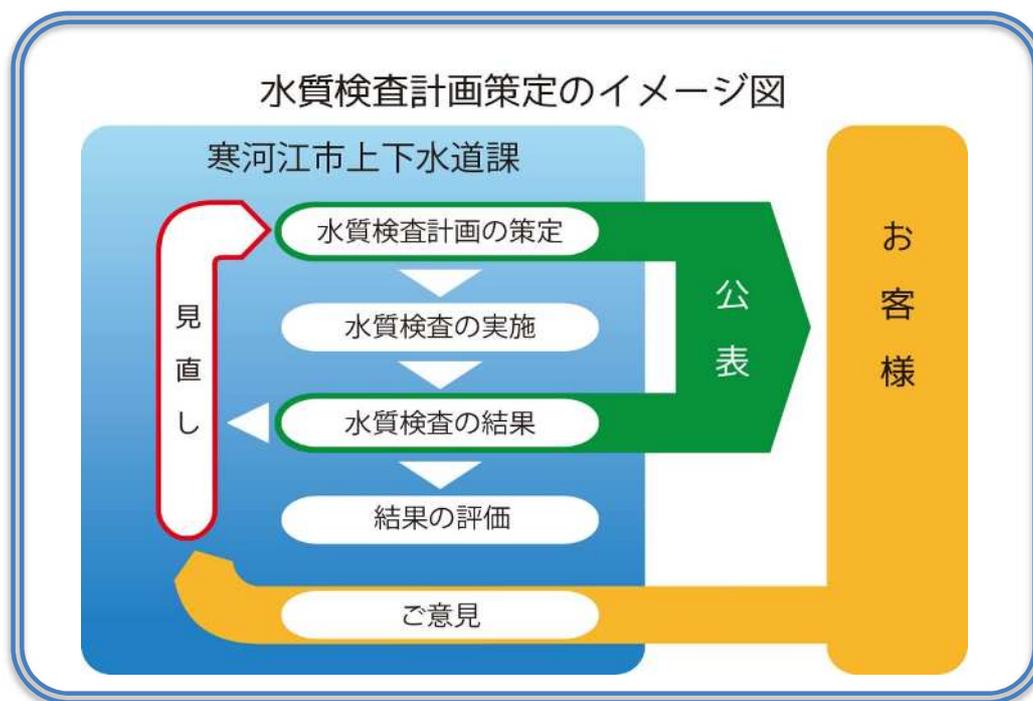
- (1) 水源で、水質事故が発生した場合は、市総務課、県保健所、県防災くらし安心部、関係水道事業者等と情報交換をするとともに、連携して迅速に対策を講じます。
- (2) 村山広域水道（西川浄水場）の水質検査結果については、情報提供を受けて安全確認を行います。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は市民の方に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年よりよい計画書を作成してまいります。

公表は、寒河江市のホームページで行います。

また、検査結果につきましても、公表いたします。



## 9 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行います。

## 10 放射性物質の検査

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に関連した放射性物質の検査を、厚生労働省が示すゲルマニウム半導体検出器を用いた検査方法で3ヶ月に1回の検査を行い、検査結果はホームページで公表します。検査頻度については、その都度情勢に合せ変更します。

この水質検査計画に対する皆様のご意見を寄せてください。

問い合わせ先

寒河江市上下水道課

〒991-0003

寒河江市大字西根字上川原10番地

TEL 0237-84-7122

FAX 0237-86-8513

水は命の源です 大切に使いましょう